

高知工業高等専門学校学習支援室規則

制 定 平成27年 2月19日

一部改正 令和 4年 3月17日

(趣旨)

第1条 この規則は、高知工業高等専門学校総合学生支援センター規則第3条第2項の規定に基づき、高知工業高等専門学校学習支援室（以下「学習支援室」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 学習支援室は、学生に対し必要な学習支援を行うことにより学習内容の理解及び学力の向上を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 学習支援室は、次の業務を行う。

- (1) 体系的な学習支援の実施に関する事
- (2) 学習支援を必要とする学生への支援の実施に関する事
- (3) 学習支援に関する調査研究、支援情報の蓄積に関する事
- (4) その他学生の学習支援に関する事

(組織)

第4条 学習支援室は、次の教職員で組織する。

- (1) 室長
- (2) 副室長
- (3) 校長が指名する教員 若干人
- (4) その他校長が必要と認めた者

2 前項第3号の委員は、校長が命ずる。

第5条 第4条第1項第3号の室員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、室員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務)

第6条 学習支援室に関する事務は、学生課において処理する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。